

不動産取得税

納める人

不動産(土地・家屋)を売買・交換・贈与・建築(新築・増築・改築)などにより取得した人



納める額

$$\text{不動産の価格}^{(*)1} \times \text{税率}^{(*)2} = \text{税額}$$

(※1) 不動産の価格は固定資産評価基準で評価された価格で、購入価格や建築工事費とは異なります。
令和6年3月31日までに宅地等を取得したときは、価格が2分の1に軽減されます。

(※2) 令和3年度に取得する不動産の税率

不動産		税率
家屋	住宅	3%
	住宅以外	4%
土地		3%

住宅及び住宅用土地を取得した際の軽減措置

【住宅の取得の場合】

軽減の要件

新築住宅	●床面積が50㎡(アパート等は1戸につき40㎡)以上240㎡以下であること。 (新築未使用の住宅を含む。)
既存住宅	取得者自らが居住する住宅のうち、次の要件のいずれかを満たすもので、床面積が50㎡以上240㎡以下のもの ●昭和57年1月1日以降に新築されたもの ●建築士等が行う耐震診断によって、新耐震基準(昭和56年6月施工)に適合していることが証明されるもの

軽減される額

- 新築住宅 家屋の価格から1戸につき1,200万円が控除されます。
(所定期間に新築された認定長期優良住宅は1,300万円)
- 既存住宅 取得した住宅の新築された時期に応じ、家屋の価格から1戸につき、それぞれ右の額が控除されます。

新築年月日	控除額
S57.1.1~S60.6.30	420万円
S60.7.1~H元.3.31	450万円
H元.4.1~H9.3.31	1,000万円
H9.4.1以降	1,200万円

【住宅用土地の取得の場合】

軽減の要件(対象となる住宅には条件があります。)

土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を取得したとき、又は土地を取得した日前1年以内にその土地の上にある住宅を取得していたとき。(新築住宅用土地の取得の場合)

軽減される額

上の表の住宅の敷地の取得で一定の要件を満たす場合は、次のうちいずれか高い方の額が減額されます。

- 45,000円
- $\frac{\text{(土地1㎡当たりの価格)}}{\text{→(※1)の価格を面積で除したもの}} \times \frac{\text{(住宅の床面積の2倍)}}{\text{→200㎡を限度}} \times 3\%$

3世代が同居する住宅及び土地の軽減措置

※本県独自の軽減措置です。

直系3世代以上が同居する住宅を取得した場合、床面積が240㎡を超えても上記と同様の軽減が受けられます。

県たばこ税

納める人

製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者

納める額

令和3年9月30日まで: たばこの売渡し本数×1,000円/1,000本

令和3年10月1日から: たばこの売渡し本数×1,070円/1,000本

※加熱式たばこは、重量と価格をもって課税されます。

○たばこ製造業者等が、毎月の売渡し分に係る税金を翌月末までに申告し、納めることになっています。

